

農業委員会定例会 6月

1. 開催日時 令和5年6月20日 午後2時10分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について

議案第4号 青年等就農計画認定の審査について

議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

(2) 協議事項

「令和6年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」のための意見について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、3番委員、5番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案1号の前に先月の案件がありました██████さんの件なんですけれども実際、1番委員さんと会長の方にも行っていただきまして、先般██████████の方が、隣の農地の所有者の方とお話をしまして、一応建物をわずかながらにずらして、建物の影の影響をなくすということで、農地の所有者さんもご同意をいただけました。農地の所有者さんも昨日別件で農林水産課に来られまして、その件ももう納得しておるとお話されたので、早くて、来月の早々には着工するというお話を聞いておりますのでここでご報告させていただきます。 1番は、████在住の████さん所有の ████ 畑 546 m ² について ████の████さんが譲り受け、申請地では████と████を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	この畠なんですけどちょっと荒れたような形の畠で、もうちょっと手を入れて、木を切っているっていうような感じでやっていたので綺麗になって、いいんじゃないかなと思います。
8番委員	████で何か工事していたみたいですが、入り口が狭くなっているのは大丈夫ですか。
事務局	昨年度に転用申請があった場所でして、私も現地に確認いきましたが、その際造成工事をしているところで、入り口も気になりましたが、問題はないと思っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 308 m²
[REDACTED] 田 263 m²の計2筆 571 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 この周りももう[REDACTED]が[REDACTED]しているので、問題ないのかなと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 260 m²
[REDACTED] 宅地（現況：畠）315.14 m²

[REDACTED] 田 222 m²の

計3筆 797.14 m² について

[REDACTED] の [REDACTED]さんが譲り受け、申請地では [REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]さんは現在 [REDACTED]在住ですが、隣接する建物付きの宅地も併せて購入されて、そちらに移住することです。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。なお、この3筆につきましては、4月にも同じ番地で案件があったと思いますが、前の [REDACTED]さんの方が、所有者とのお話し合いの末、取り下げをされたということで再度 [REDACTED]さんが購入する形となっております。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 事務局から報告があったように、先月ですかね、別の方が購入されたいということで案件出てたんですが、そういう事情があったなら、何ら問題ないと思います。

12番委員 登記地目が宅地であっても、農業委員会で審査する必要があるんですか。何回か出てきているので質問させていただきました。

事務局 農地法では現況主義というのがありますて、たとえ登記地目が宅地であっても、現況が畠や田であれば、農業委員会に諮る必要がでてきます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、東京都在住の [REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 田 647 m² について

████████の██████さんが譲り受け、申請地では████████を栽培する計画となっています。████さんに関しましては、空家バンクを通じて、現住所の宅地と一緒に今回の農地も購入したため、申請があがってきています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 見に行ったところまだ草はちょっと生えてますけど、別に周りにも、そんな影響はないと思います。

議長 █████さんは何歳で、何をされている方ですか。

事務局 █████です。████████
なので、今回移住をしたとのことです。聞いた話ですが、ゆくゆくは今回購入した建物で、████のようなものを始めて、隣の田も活用した████を実施しようと考えているみたいです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、████在住の████さん所有の
████ 畑 99 m²
████ 畑 24 m²の計2筆123 m²について
████の████さんが譲り受け、申請地では████を栽培する
計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 畑とか家とかの間で本当に小さいとこなんんですけど綺麗にしておりましたし、熱心に来られているから問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 271 m²
[REDACTED] 畑 405 m²
[REDACTED] 畑 153 m²の計3筆829 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 私の案件ですので現場を見て参りました。

ちょうど[REDACTED]さんが現場の近くの畠で野菜を作っておりまして、いろいろお話を承りまして、いろいろ事情があつての、もう[REDACTED]さんという方が[REDACTED]から、もう全部撤退して、譲り受けたんだということでございました。

[REDACTED]の墓の方、一番上、今農地の調査で言うたら黄色から赤に近いなと言う状態でしたが、そういう枠づけでございまして、何とか、今のままぐらいいは何とかやりたいなということでございまして頑張ってやってくださいということで入って参りました。

私の方からは別な問題ないんじゃないかなということでございます。

この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 畠議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,097 m² について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■さんが以前からずっと■をされておりまして、現状そのまま引き継ぐという、更新ということなので、特に問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 畠議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■畠 534 m² について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は2年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 現場の方を確認しましたら、綺麗に [REDACTED] の育成みたいな、畑をしておりました。更新ですし全く問題ないと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 325 m²
[REDACTED] 田 496 m² の計2筆 821 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] さんが新規に受けるものです。
申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は7月間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 前の持ち主の [REDACTED] さんという方が亡くなられまして、隣接で作っており
ます。[REDACTED] さんが、借り受けて、耕作するということで大変結構だと思つ
ております。

議長 期間が7カ月ということで大変短いですが、大丈夫ですか。

事務局 ご本人から、今年の [REDACTED] が余って、もったいないので隣の田を借りて耕作し

たいとのことです。調子が良ければ、今後も更新していきたいとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【6番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■在住の■さん所有の

■	畠 883 m ²
■	畠 104 m ²
■	畠 198 m ²
■	畠 1,403 m ²
■	畠 84 m ²
■	畠 152 m ²

■ 667 m²の計3,491 m²について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■に貸し付けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっていきます。

本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について意見はありますか。

1番委員 現地に行きましたで確認してきましたところ、すべての [REDACTED] をやられておりまして、綺麗に管理されておりました。また [REDACTED] さんがたまたまそこにおられましたので、お話をちょっとさしていただきました。継続でもありますし、問題ないと思います。

議長 この件について、何か意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。

【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畑 518 m²
[REDACTED] 畑 360 m² の計2筆 878 m² について
6番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 427 m² について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるもので
す。
申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は、5番は6年間の、6番
は10年間の賃貸借となっています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 (5番は、) 以前 [REDACTED] さんという方が作っていたところで、今回 [REDACTED] さ

んが新たに借り受けて栽培するので問題ありません。

4番委員 (6番は、) こちらも現場確認行きましたところ、綺麗に管理されていて、何も問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号(農用地利用集積計画(利用権設定))の7番について、5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]田 832m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

秋議長 新たに[REDACTED]はまだやろうと。頑張ってやっておりますので、今後も大変頑張っていただいたらと思います。
この件について、何か意見はありますか。

委員一同 審議する。

秋長会長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

議長 5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 田 557 m² について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について意見はありますか。

6番委員 これもともと[REDACTED]さんが、[REDACTED]を栽培して畑だと思うんですけど、更新っていう形ですし問題ないと思います。

議長 この件について、何か意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 雜種地（現況：畑） 467 m² について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるものです。

申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について意見はありますか。

7番委員 現場を見ましたが、[REDACTED] が植わっておりまして、問題ないと思います。

議長 この件について、何か意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 1,039 m² について
[REDACTED] さんが、[REDACTED] にするための農用地区域からの除外となっています。

[REDACTED] は、現在、[REDACTED] に社員の個人所有地を借り受け、[REDACTED] として利用していますが、手狭になりつつあり、新たに [REDACTED] を整備することとしています。

計画地の選定にあたっては、事務所の近隣にある本申請地が最適地として選定されたようです。

申請地は1方が河川に、1方の一部が宅地に、また1方がダム公園の敷地に接しており（地図上北側の部分、無番地であり地目がないが、県に異種目接続であると確認済）、申請地の農振除外によって、他の農地の利用へ

の支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 現場を見てもらえば分かるんですが、この場所は倉庫等もありますが、木が生い茂っていて、[REDACTED]が整地して使ってくれるならそれはそれでよいんじゃないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明お願いします。

事務局 議案第4号は、[REDACTED]の[REDACTED]さんからの申請となっております。農業経営の開始は、令和5年7月1日からとなっています。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっています。

営農類型については、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]となっております。将来の農業経営の構想としては、[REDACTED]の向上や規模拡大を行うと共に、香川県特産品の[REDACTED]などの果樹、短期栽培が可能な露地野菜などの複合経営を通して、高付加価値を付けた6次産業化を目指すそうです。

露地野菜の生産・販売を主に、露地果樹を随時生産拡大することを目標とする内容になっています。[REDACTED]の販路に関しては、高松の農協やネットを介した販売方法をいくつか行い、5年後には年間農業所得[REDACTED]

[REDACTED]、年間労働時間[REDACTED]時間を目指すことです。

作付面積の5年後の目標は、[REDACTED]、
[REDACTED]生産する計画です。

一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、現在所有している [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]に加えて [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]を栽培面積や収穫量に合わせて増やす計画となっています。

経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の構築を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、休日は月8～10日を目指し、農作業における水やりや肥料管理、除草などにおいてスマート農業化を進め、労働時間の削減及び生産効率の向上を目指すとのことです。

目標を達成するためには必要な措置として、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]と、[REDACTED]を補助事業及び青年等就農資金や自己資金を活用して購入・賃貸することとしています。

議長

先ほどの扱い手部会で時間がかかったのは、この [REDACTED]さんの案件でいろいろ代表質問がございまして、かなりの質問の中で、出たわけでございまして、最終的には扱い手部会としては、本人のこれから将来の見込みを認め、一応申請の通りといたしたいという結果になったわけです。

私としてもいろいろ懸念があるので、これから新しく地域農業を担う青年農業者として育って欲しいという意味合いからも、ぜひ頑張って欲しいという激励も申し上げた次第でございますが、委員の皆さん方のこの前の部会での意見を十分尊重してやっていただきたいという、一つの区切りをさしておりますので、これよりはなかなかいかんやろうなあということがわかるかと思います。

そういうところで、本人、[REDACTED]出てバリバリの青年農業士で、今までならないタイプの方で、ぜひ育って欲しいなという思いもあります。[REDACTED]をやりたいというようなことで、それが一番収入減になるかもわからんので、ぜひ、[REDACTED]の方は特に、そういう空きのハウスがあれば、紹介してあげたら、いいなあというふうなことも含めて、露地野菜とそれと [REDACTED]の関係があると、これもう少々なんてこっちは作ってるんだろう、これもある方から、これハウスであってまだ夏は冷やさないかんという、そのハウスの中を、レーダーも冷房入れないかいうような話もよったけどこれは、本人は初めてのことと、試験的にそういうことも将来考えていきたいと。非常に前向きなポジティブな方でございました。

非常に今後期待をしたいなということですが、なかなかちぐはぐなところがちょっととこうございまして。はつきり言って、ここで見てもいただいたら早く、[REDACTED]見えないようなのに先行きが[REDACTED]で追い出されると、もうこれ、こんなことから、[REDACTED]入ってないんですが、無農薬でやるということで。それが理想なんですけどそれはなかなか難しいとのことから[REDACTED]は親が持つとんでそれを借りてやろうとか、いろいろちぐはぐございますが、そういう[REDACTED]さんもおりましたが、いろいろ指導を今後やっていただくということを含めてですね。

皆さん方々も、これからよく、期待をしていただきながら、見つめていただいとったらありがたいかと思い[REDACTED]さんの家から近いとこだと思います。私もあんまり[REDACTED]さんのことは知らなかつたんですが、聞いたら[REDACTED]してきたとのことで、そんなことからいいたら[REDACTED]から出とんかねいうイメージです。[REDACTED]で育って、というふうな感じの方でした。

非常にそういうことでやっていたけるんじやないかという期待も含めて、一応承認という形ですが、皆さん方、こんな誤解生まれ、ちょっとまた事務局の方からお伝えをしていただくということを含めて、何かございましたらお願いいいたします。

一番僕はこういう代表質問の方も言ったけど、[REDACTED]がこんな面積でこんなに取れるかいらないで、桁が一つ違つとると思う。

露地野菜は高松の方で何かネットで売ったじゃないかそういう、いろいろ本人も考えよるそうで。

この[REDACTED]の収穫時期が重なるのでアルバイトに行って頑張りますよし、それには、ぜひ頑張ってくれというようなことでございました。

またここにまたいろいろお会いしたらや社会特にご指導していただいてありがとうございますが、そういうこと先ほども[REDACTED]それから[REDACTED]、私も、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんもおっていろいろ話をいたしております。

ぜひ、育って欲しいという意味合いを含めて、この農業委員会で承認することによろしいでしょうか。

委員一同 協議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会で

は承認するものとします。

次に、議案第5号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号は、[REDACTED]の[REDACTED]さんの農業経営改善計画認定の申請となっております。[REDACTED]さんは初めての更新となります。

それでは、計画について説明します。[REDACTED]さんは、[REDACTED]、[REDACTED]を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、イノシシ等が入らないよう土地の整地により作業が効率よくできるよう制度資金や補助事業等を活用していきたいとのことです。目標所得は[REDACTED]円、目標労働時間は[REDACTED]時間となっています。現在、[REDACTED]、[REDACTED]生産していますが、5年後は経営規模の拡大により、[REDACTED]、[REDACTED]を生産する計画となっています。

生産方式の合理化については、[REDACTED]の木が大きくなったのと病気の木もあり、低木化による収穫の効率化と幼木や品種変更による植え替えを行うとともに、選定や収穫に機械の導入及び3人以上のしっかりした選定を行い園地の整備を図ります。

経営管理の合理化については、青色申告を始めたが、まとめてしているので時間がかかっているため、パソコンでソリマチのソフトを使い毎月定期的な管理を実施するとともに、普及所でも指導を受けながら計画的に会計処理を行います。

農業従事者の態様については、栽培1人、販売・経理1人で取り組み高齢化してきているため、栽培・販売、剪定・収穫・選別とともに臨時雇用者を1.5倍増やすとともに機械化を図るとしています。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

この件について意見はありますか。

職務代理

収穫や選別を機械化するというはどういった内容ですか。

議長

土庄の方の法人で使用している収穫機を使用して行うんだと、これで5倍くらい効率化が図れると思う。

あと先ほどの部会で、後継者が池田の方聞いたら、おらんのちやうかいう

そこら辺がちょっと心配やなあと言うだけです。

そんなんで、本人熱心にそういうことを今からやっていきたいということでございますから、これが2回目の認定になりますし、問題ないんじやないかということで部会の方も問題なしで承認をいたしました。

農業委員会としても、そういうことでよろしいでしょうか。

委員一同 協議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

次に、議案第6号（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）については、農業経営基盤強化促進法の第6条第1項の規定に基づき市町村が定めることのできるもので、県の農業経営基盤強化の促進に関する方針（基本方針）に準じて、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、市町村ごとにおける効率的かつ安定的な農業経営指標や農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを、おおむね5年ごとに、その後10年間を見通した総合的な計画として定めるものとなっています。議案第6号は、本町の定める基本構想について見直そうとするものです。今回変更する理由は、本県において市町が基本構想を策定する際の指針となる香川県農業経営基盤強化促進基本方針が令和5年4月下旬に見直されたことから所要の変更を行うものです。

主な変更内容について、ひとつ目は、香川県農業経営基盤強化促進基本方針の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に準じ、地域計画推進事業に関する事項の追加ですが、県では、地域計画推進事業などを柱として農業経営基盤の強化の促進に関する措置を講ずるとしており、これに準じて、町基本構想に地域計画推進事業に関する事項を追加しています。

ふたつ目に、営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標で現状に合わせた削除では、営農類型が酪農の農業経営指標について、管内での酪農による農業経営が実質なくなるので、町基本構想から削除していま

す。

その他、誤数値等の修正を含めた字句の修正等への対応をしています。

見直し案として、新旧対照表で示していますが、第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標と第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項では、県の基本方針に準じた字句の加除修正等を行っています。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標では、誤数値等の修正を含めた字句の修正等と、25ページ上段の営農類型が酪農の農業経営指標については、削除しています。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、地域計画推進事業に関する事項を追加等し改正しています。

第5 その他、別紙1、別紙2 については、今回変更がありませんので、省略しています。

議長

これはもう県の見直しについての、小豆島町としての対応をということで、ここを先ほど説明あった酪農が、もう情けないかなと元牧場が5月末で閉鎖しました。

私も去年から相談受けて、何とか頑張ってやれんかということで、相談しておったんですが。今が辞め時で、5年ぐらいこれ頑張っても後継者も、おらんということで、もうここにも体調がちょっともう悪くなつて。

それぐらい畜産が今厳しい。そういう事情があったということだけ、皆さん方にお知らせをしておきたいと思います。

それでは別段ご意見なりご異議がないようでございますので、農業界、農業委員会としては、異存のない旨の回答をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会として異存ない旨回答します。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。天気予報見ましたら、来週あたりは気温も高いんですけど湿度の方がかなり上がってくるようで、そうなると熱中症が非常に出やすくなるということらしいんで、皆さんお気をつけいただいたらと思いますのでこれで終了とさせていただいたらと思います。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時10分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 5番